



退職されるみなさまへ



# 退職後は、現在お使いの 健康保険証は使用できません。

現在お持ちの健康保険証が使えるのは“退職日”までです。

退職日の翌日からは使用できませんのでご注意ください。

健康保険証は必ずご返却いただきますようお願いいたします。



このような勘違いをされていませんか？

「新しい健康保険証が届くまでは使えるだろう」

「月途中の退職だから、月末までは使えるだろう」

「会社からは何も言われていないから使えるだろう」

「病院には月初めに提示してるから問題ないだろう」

これらの考えは、  
間違いです！

## 協会けんぽからのお願い



- 健康保険証は、退職時にご家族様分も含め、全員分を事業主に返却しましょう。
- 速やかに退職後の健康保険の加入手続きをしましょう。
- 健康保険証が変わったら、その旨をすみやかに病院へ伝えましょう。

<お問い合わせ先>

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部

電話 06-7711-4300（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ 大阪

検索



# 事業主のみなさまへ



退職・就職などで資格喪失される方の

## 健康保険証の回収・ご返却をお願いいたします。

加入者ご本人様が退職された場合や、ご家族様が就職等で被扶養者ではなくなった後に、資格のなくなった健康保険証を使用するケースが増えています。

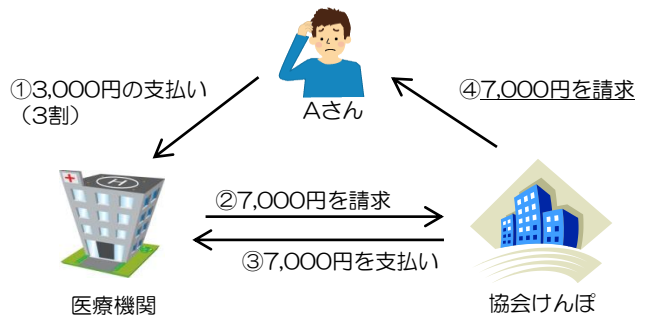


### 資格のなくなった健康保険証を使用したらどうなるの？

医療費は全額自己負担となるため、保険使用分は返還していただくこととなります。

(例) Aさんが医療費10,000円(10割)を受診した場合

- ①医療機関では、提示された健康保険証が有効か無効かの判断はできません。資格がなくなった健康保険証であっても有効な健康保険証として取り扱うため、Aさんは保険診療として3,000円(3割)を医療機関へ支払います。
- ②医療機関は、協会けんぽへ保険分として7,000円(7割)を請求します。
- ③協会けんぽは、医療機関にて診療の際に健康保険証の提示確認が行われていることから、医療機関の請求により7,000円(7割)を支払います。
- ④協会けんぽは、本来支払う必要のない7,000円(7割)を医療機関に支払っているため、その費用(7,000円)をAさんに返還請求します。



### 資格喪失後受診は年間で11億円(6万1千件)発生。

11億円

6万1千件

平成25年度の医療機関から協会けんぽ大阪支部あての保険請求のうち、11億円(6万1千件)は保険資格がない資格喪失後受診分です。資格がない受診は、協会けんぽや医療機関等において煩雑な事務処理を発生させるほか、本来、協会けんぽが負担する必要のない医療費の発生原因となることから、健康保険料にも大きな影響を及ぼし、保険料率の上昇につながります。

## 協会けんぽから事業主の皆さまへのお願い



退職される方、扶養家族から外れる方がいらっしゃる場合は、

- 資格がなくなった後は、その健康保険証を「使用しない・できない」ことをお知らせください。
- 資格喪失後、新たな健康保険の手続きを速やかに行うようにお知らせください。
- 健康保険証はすみやかに回収のうえ、資格喪失届・被扶養者異動届に添付して年金事務所(事務センター)へご提出ください。
- 資格喪失届・被扶養者異動届に添付できなかった健康保険証は、確実に回収のうえ、年金事務所(事務センター)または協会けんぽへ、すみやかにご返却ください。

裏面の「退職されるみなさまへ」をご活用ください!